

2018 October

10

No.824

Saga Social Insurance Association

社会保険さが

一般財団法人 佐賀県社会保険協会

TEL: 0952-26-3171 FAX: 0952-26-3377

URL: <http://www.syahokyo-saga.or.jp/>



■佐賀市 ひょうたん島公園

今月の記事

● 日本年金機構

- ・年金委員・健康保険委員研修会のお知らせ..... 2
- ・健康保険組合及び国民健康保険組合に加入している事業主の皆様へ..... 3

● 全国健康保険協会 佐賀支部

- ・人材確保は健康経営から..... 4
- ・お酒と健康について考えるフォーラム..... 5

● 佐賀県社会保険協会

- ・10・11月 開催社会保険事務講習会のご案内..... 6
- ・厚生年金保険料率は平成30年9月以降も18.3%です..... 7
- ・年金相談窓口開設等..... 8
- ・社会保険料控除証明書が発行されます..... 8

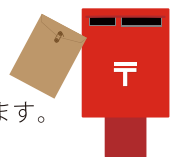
適用関係届書
送付先

日本年金機構 福岡広域事務センター 厚生年金適用グループ

〒812-8579 福岡県福岡市博多区榎田1-2-55 AP榎田ビル

※郵送の際は、切手貼付後、送付先宛名と郵便番号を記載するだけで宛先に届きます。

※福岡広域事務センターにはお客様窓口はなく郵送のみでの受付になります。
届書作成や制度についての相談は年金事務所へお問い合わせください。



年金委員・健康保険委員の皆様へ

◆◆◆『年金委員・健康保険委員研修会』のお知らせ◆◆◆

年金委員は、会社や地域において、厚生年金保険や国民年金の啓発、相談、助言などを行う民間の協力員です。佐賀では職域型、地域型を含め約1,500名の方が厚生労働大臣から委嘱されて活動しています。

今年度は、年金委員・健康保険委員を対象に県内の各年金事務所主催で、次のとおり研修会を開催します。

なお、各会場の受付は、研修会開始30分前から行います。

職域型

- 佐賀年金事務所 TEL: 0952-31-4191
 - ① 平成30年11月13日(火)13:30～16:00 アバンセ〔ホール〕
 - ② 平成30年11月20日(火)14:00～16:00 サンメッセ鳥栖〔3階大会議室2〕
- 唐津年金事務所 TEL: 0955-72-5161
 - ① 平成30年11月12日(月)14:00～16:00 唐津市高齢者ふれあい会館〔りふれ〕
 - ② 平成30年11月16日(金)14:00～16:00 伊万里市民センター〔一般教養室2〕
- 武雄年金事務所 TEL: 0954-23-0121
平成30年11月22日(木)13:30～16:00 武雄市文化会館〔大集会室B〕

地域型

- 佐賀年金事務所 TEL: 0952-31-4191
平成30年11月15日(木)13:30～15:30 アバンセ〔第5研修室(PC室)〕
- 唐津年金事務所 TEL: 0955-72-5161
平成30年11月27日(火)13:30～15:30 唐津市民会館(3階)〔第1会議室〕
- 武雄年金事務所 TEL: 0954-23-0121
平成30年11月28日(水)13:30～15:30 武雄市文化会館(2階)〔中集会室A〕

研修内容は、年金制度改正、事務手続きなどとなっています。詳しい研修内容や年金委員制度に関するお問い合わせは、管轄の年金事務所までお願いします。

年金委員については、日本年金機構ホームページにも掲載されていますのでご参照ください。

なお、健康保険委員については全国健康保険協会ホームページに掲載されていますのでご参照ください。

健康保険組合及び国民健康保険組合に加入している事業主の皆様へ

「被扶養配偶者非該当届」の提出のお願い

平成26年12月から、従業員（第2号被保険者）の配偶者が被扶養配偶者（第3号被保険者）に該当しなくなった場合は、届出が必要となりました。

届出漏れを防ぐため、従業員（第2号被保険者）および被扶養配偶者（第3号被保険者）にも周知をお願いします。

※第2号被保険者が全国健康保険協会の被保険者の場合、届出は不要です。

届出が必要となるケース

- ① 被扶養配偶者（第3号被保険者）の収入が基準以上に増加し、扶養から外れた場合
- ② 従業員（第2号被保険者）と離婚した場合

※従業員（第2号被保険者）の退職等により第1号被保険者となる場合は、その事実を日本年金機構において確認できるため、届出は不要です。

届出方法と手続きの流れ

事業主の方

被扶養配偶者非該当届の受付

第3号被保険者の方が上記の①または②に該当した場合、「被扶養配偶者非該当届」を第3号被保険者から直接受け取るか、従業員を経由して受け取って下さい。



受付日の記載・内容の確認等

提出された「被扶養配偶者非該当届」に受付日を記入し、届出内容の確認を行ってください。

確認後、提出年月日および代表者氏名等を記入、押印のうえ、福岡広域事務センターまたは管轄の年金事務所に提出してください。



日本年金機構

第1号被保険者となるための手続きの勧奨

日本年金機構は、「被扶養配偶者非該当届」の提出に基づき、第1号被保険者へ変更するために必要な手続きの勧奨を行います。

※第3号被保険者であった方は、「被扶養配偶者非該当届」とは別に、お住まいの市（区）役所または町村役場で、第3号被保険者から第1号被保険者に変更する手続きが必要です。

お問い合わせ先

- 佐賀年金事務所国民年金課
- 唐津年金事務所国民年金課
- 武雄年金事務所国民年金課

TEL 0952-31-4191
TEL 0955-72-5161
TEL 0954-23-0121

社会保険料は納付期限内に納付しましょう。

平成30年10月分保険料の納付期限は平成30年11月30日(金)です。

人材確保は健康経営から！ 健康企業宣言をして、「健康経営」を実践しましょう

健康経営とは、社員の健康を重要な経営資源と捉え、健康増進に積極的に取り組む企業経営のスタイルです。企業にとって社員の健康は重要な要素であり、社員が何らかの疾病を抱えたまま働き続けると、労働生産性が低下し、企業活動に影響を与えます。このような課題に対し、企業全体での健康づくりの取り組み（「健康経営」）の実践が今求められています。

がばい健康企業宣言

検索

※「健康経営®」はNPO法人健康経営研究会の登録商標です。

健康経営のメリット

リクルート効果

- ・就職人気ランキングの順位上昇で採用が有利に
- ・離職率の減少
- ・採用に関するコスト削減



医療コストの削減

- ・疾病予防による傷病手当金支払い減
- ・長期的医療費抑制
- ・健康保険料率上昇抑制

生産性の向上

- ・欠勤率の減少
- ・プレゼンティーズム※の解消

※欠勤には関わらず、健康問題が理由で生産性が低下している状態

イメージアップ向上

- ・ブランド価値の向上
- ・株価上昇を通じた企業価値の向上

モチベーションの向上

- ・家族も含め忠誠心と士気が上がる



がばい健康企業宣言の流れ

健康宣言

組織体制

健康課題等の
把握

計画策定・
健康づくり
の推進

取組みの
見直し・評価

優れた取組みを実践している事業所を優良認定しました！

「がばい健康企業宣言 優良企業2018」21社

※ご登録の際に掲載を承諾いただいた企業様のみ掲載しております（宣言登録順）。



優良企業認定
ロゴマーク

協業組合 九州ロジテックカーゴ	医療法人社団 如水会 今村病院
社会福祉法人 めぐみ厚生センター富士学園	田島興産 株式会社
社会福祉法人 有田町社会福祉協議会	株式会社 ミゾタ
理研運輸 株式会社	唐津農業協同組合
祐徳バス 株式会社	佐賀信用金庫
社会福祉法人 唐津市社会福祉協議会	一般社団法人 佐賀県農村地域情報センター
株式会社 J Aライフサポート佐賀	社会福祉法人 佐賀県社会福祉協議会
社会福祉法人 若楠	株式会社 三川

お酒と健康について考えるフォーラム

～あなたは大丈夫？～

～お酒と健康は、とっても深い関係があるんです～

とき

平成30年**11月11日**(日)

13:30～16:30

**入場
無料**

(定員300名)

ところ

アバンセホール (佐賀市天神3丁目2-11)

内容

■お酒についてのミニ講座 肥前精神医療センター 武藤岳夫 先生

■佐賀県のアルコール健康問題の対策計画の紹介

■アルコール依存症 当事者・家族のメッセージ

■対談 ・ZIGGY 森重樹一 (ロックミュージシャン)

・杠岳文 (肥前精神医療センター院長)

・一ノ瀬裕子 (フリーアナウンサー)

■ZIGGY 森重樹一 ミニライブ



申し込み・問い合わせ先

佐賀県精神保健福祉センター 0952-73-5060 (相談・指導担当)
【共催:厚生労働省・佐賀県】

▶ 佐賀支部よりお知らせ

～協会けんぽ佐賀支部相談窓口における～

無料駐車券配付を廃止いたします

廃止予定日 11月 **平成30年11月30日**(金)

※ご理解の程よろしくお願い申し上げます。

すべての申請書は協会けんぽホームページよりダウンロードいただけます。

申請書は郵送でご提出ください!



メルマガのご登録はこちらから!

役立つ情報が満載です!





平成
30
年度

社会保険事務講習会のご案内

『新任担当者のための適用実務』

新規適用事業所及び新しく事務担当になられた方を対象に
算定や月額変更など社会保険の基礎をわかりやすく学びます。
【初級編】

『出産・育児・介護に関する講習』

出産・育児・介護休業の手続きや給付等に関する講習を行います。

地 区	平成30年	会 場	地 区	平成30年	会 場
武雄会場	10月12日(金)	武雄市文化会館 (武雄市武雄町武雄5538-1)	唐津会場	11月19日(月)	高齢者ふれあい会館りふれ (唐津市ニタ子3-155-4)
唐津会場	10月17日(水)	高齢者ふれあい会館りふれ (唐津市ニタ子3-155-4)	鳥栖会場	11月21日(水)	サンメッセ鳥栖 (鳥栖市本鳥栖町1819)
鳥栖会場	10月18日(木)	サンメッセ鳥栖 (鳥栖市本鳥栖町1819)	武雄会場	11月28日(水)	武雄市文化会館 (武雄市武雄町武雄5538-1)
佐賀会場	10月19日(金)	アバンセ (佐賀市天神3-2-11)	佐賀会場	12月5日(水)	アバンセ (佐賀市天神3-2-11)
講師●社会保険労務士			講師●社会保険労務士		

● 実施時間 各会場共通 13:20受付 ▶ 13:40開始 ▶ 16:00終了予定

募集定員

佐賀・武雄…**50名** 鳥栖・唐津…**30名**

(定員になり次第締め切りますので、締切後の申込者には3日以内にご連絡します。)

受講決定者の方には開催日2週間前から順次、案内のハガキをお送り致します。

対 象 者

社会保険事務担当者の方(10月は特に新しく担当者になられた方)

参 加 料

会員事業所は無料

(但し、非会員事業所及び平成30年度会費未納事業所は資料代として3,000円のご負担をお願いします。)

申込方法

下記の参加申込書にご記入の上、**FAX**または**郵送**にてお申し込み下さい。

お申込み お問合せ

一般財団法人 佐賀県社会保険協会

〒840-0816
佐賀市駅南本町6-4 佐賀中央第一生命ビル9階

TEL.0952-26-3171 **FAX.0952-26-3377**



～(キリトリ線)～

社会保険事務講習会 参加申込書

整 理 番 号			宛名シールの左下の番号。 おわかりになる範囲で結構です。
参加希望 会場日時	『新任担当者のための適用実務』 (武雄・唐津・鳥栖・佐賀)会場 平成 年 月 日()	『出産・育児・介護に関する講習』 (唐津・鳥栖・武雄・佐賀)会場 平成 年 月 日()	
参加者氏名			
事業所名			
事業所所在地	〒		
事業所電話番号() -			
分からない部分・知りたい内容などありましたら、お書きください。			

※ 申込書にご記入いただきました情報は、この事務講習会以外の目的には使用いたしません。

厚生年金保険料率は 平成30年9月以降も18.3%です。

厚生年金の保険料率は、年金制度改正に基づき平成16年から段階的に引き上げられてきましたが、平成29年9月を最後に引き上げが終了しました。そのため、以降の厚生年金保険料率は18.3%で固定されています。

健康保険・厚生年金保険 標準報酬月額・保険料月額表 (被保険者負担分 単位:円)

標準報酬 月額等級		標準報酬 月額	標準報酬		保険料(被保険者負担分)			
					協会けんぽ佐賀支部		厚生年金保険	
					H30.3～	H30.3～	一般	坑内員・船員
健保	厚年		以上	未満	介護保険 非該当	介護保険 該当	H29.9～	H29.9～
1		58,000		63,000	3,076.90	3,532.20	厚生年金保険では、報酬月額が83,000円未満である場合にも標準報酬月額(第1級)となり、報酬月額が635,000円以上である場合にも標準報酬月額(第31級)となります。	
2		68,000	63,000	73,000	3,607.40	4,141.20		
3		78,000	73,000	83,000	4,137.90	4,750.20		
4	1	88,000	83,000	93,000	4,668.40	5,359.20		8,052.00
5	2	98,000	93,000	101,000	5,198.90	5,968.20	8,967.00	8,967.00
6	3	104,000	101,000	107,000	5,517.20	6,333.60	9,516.00	9,516.00
7	4	110,000	107,000	114,000	5,835.50	6,699.00	10,065.00	10,065.00
8	5	118,000	114,000	122,000	6,259.90	7,186.20	10,797.00	10,797.00
9	6	126,000	122,000	130,000	6,684.30	7,673.40	11,529.00	11,529.00
10	7	134,000	130,000	138,000	7,108.70	8,160.60	12,261.00	12,261.00
11	8	142,000	138,000	146,000	7,533.10	8,647.80	12,993.00	12,993.00
12	9	150,000	146,000	155,000	7,957.50	9,135.00	13,725.00	13,725.00
13	10	160,000	155,000	165,000	8,488.00	9,744.00	14,640.00	14,640.00
14	11	170,000	165,000	175,000	9,018.50	10,353.00	15,555.00	15,555.00
15	12	180,000	175,000	185,000	9,549.00	10,962.00	16,470.00	16,470.00
16	13	190,000	185,000	195,000	10,079.50	11,571.00	17,385.00	17,385.00
17	14	200,000	195,000	210,000	10,610.00	12,180.00	18,300.00	18,300.00
18	15	220,000	210,000	230,000	11,671.00	13,398.00	20,130.00	20,130.00
19	16	240,000	230,000	250,000	12,732.00	14,616.00	21,960.00	21,960.00
20	17	260,000	250,000	270,000	13,793.00	15,834.00	23,790.00	23,790.00
21	18	280,000	270,000	290,000	14,854.00	17,052.00	25,620.00	25,620.00
22	19	300,000	290,000	310,000	15,915.00	18,270.00	27,450.00	27,450.00
23	20	320,000	310,000	330,000	16,976.00	19,488.00	29,280.00	29,280.00
24	21	340,000	330,000	350,000	18,037.00	20,706.00	31,110.00	31,110.00
25	22	360,000	350,000	370,000	19,098.00	21,924.00	32,940.00	32,940.00
26	23	380,000	370,000	395,000	20,159.00	23,142.00	34,770.00	34,770.00
27	24	410,000	395,000	425,000	21,750.50	24,969.00	37,515.00	37,515.00
28	25	440,000	425,000	455,000	23,342.00	26,796.00	40,260.00	40,260.00
29	26	470,000	455,000	485,000	24,933.50	28,623.00	43,005.00	43,005.00
30	27	500,000	485,000	515,000	26,525.00	30,450.00	45,750.00	45,750.00
31	28	530,000	515,000	545,000	28,116.50	32,277.00	48,495.00	48,495.00
32	29	560,000	545,000	575,000	29,708.00	34,104.00	51,240.00	51,240.00
33	30	590,000	575,000	605,000	31,299.50	35,931.00	53,985.00	53,985.00
34	31	620,000	605,000	635,000	32,891.00	37,758.00	56,730.00	56,730.00
35		650,000	635,000	665,000	34,482.50	39,585.00	◆ の部分は健康保険のみに適用。 ◆ 健康保険(協会けんぽ)の保険料率は平成21年9月分から都道府県単位保険料率に移行、標準報酬月額は平成28年4月適用。介護保険料率は平成30年3月分から15.7/1000。 ◆ 厚生年金保険の保険料率は、一般および坑内員・船員は平成29年9月分から183.00/1000。 ◆ 標準賞与額にかかる保険料率も上記に同じ。	
36		680,000	665,000	695,000	36,074.00	41,412.00		
37		710,000	695,000	730,000	37,665.50	43,239.00		
38		750,000	730,000	770,000	39,787.50	45,675.00		
39		790,000	770,000	810,000	41,909.50	48,111.00		
40		830,000	810,000	855,000	44,031.50	50,547.00		
41		880,000	855,000	905,000	46,684.00	53,592.00		
42		930,000	905,000	955,000	49,336.50	56,637.00		
43		980,000	955,000	1,005,000	51,989.00	59,682.00		
44		1,030,000	1,005,000	1,055,000	54,641.50	62,727.00		
45		1,090,000	1,055,000	1,115,000	57,824.50	66,381.00		
46		1,150,000	1,115,000	1,175,000	61,007.50	70,035.00		
47		1,210,000	1,175,000	1,235,000	64,190.50	73,689.00		
48		1,270,000	1,235,000	1,295,000	67,373.50	77,343.00		
49		1,330,000	1,295,000	1,355,000	70,556.50	80,997.00		
50		1,390,000	1,355,000		73,739.50	84,651.00		

※協会けんぽ佐賀支部:保険料率は10.61%(介護保険第2号被保険者に該当する場合は12.18%)〈労使折半〉

◆ 子ども子育て搬出金率(平成30年度)厚生年金保険の標準報酬月額・標準賞与額の千分の2.9(全額事業主負担)

平成30年11月 年金相談窓口開設カレンダー

日	月	火	水	木	金	土
				1	2 伊万里市役所 (予約)	3
4	5 年金事務所 延長相談 19時まで	6 鹿島市役所 第2庁舎 (予約)	7 多久市役所 (予約)	8	9 伊万里市役所 (予約)	10 年金事務所 休日相談日 (予約)
11	12 年金事務所 延長相談 19時まで	13 基山町役場 (予約)	14 有田町役場 (東庁舎) (予約)	15	16 伊万里市役所 (予約)	17
18	19 年金事務所 延長相談 19時まで	20 鹿島市役所 第2庁舎 (予約)	21 多久市役所 (予約)	22	23	24
25	26 年金事務所 延長相談 19時まで	27 基山町役場 (予約)	28	29	30 伊万里市役所 (予約)	

年金事務所受付時間：平日(月曜～金曜)の午前8時30分から午後5時15分まで

年金相談の 時間延長	週初めの開所日 17:15～19:00	年金事務所 休日相談日	県内年金事務所の休日相談日 受付時間 9:30～16:00
---------------	------------------------	----------------	----------------------------------

出張相談【予約制】

出張相談所	開設日・相談時間	予約申込先
多久市役所	第1・3水曜日 10:00～15:00	佐賀年金事務所 0952-33-6360
基山町役場	第2・4火曜日 10:00～16:00	
伊万里市役所	毎週金曜日 9:30～15:30	唐津年金事務所 0955-72-5161
鹿島市役所第2庁舎	第1・3火曜日 10:00～16:00	鹿島市役所 市民課年金係 0954-63-2117
有田町役場 東庁舎	第2水曜日 10:00～15:00	有田町役場 住民環境課国民年金係 0955-46-2114

※鹿島市での相談は来年3月まで、鹿島市役所第2庁舎でおこないます。

※いずれの日も12:00～13:00の時間帯は除きます。
※年金事務所では予約による年金相談を受付けておりますので、希望される日の前日までにお申込みください。

予約申込先

- 佐賀年金事務所 …… ☎ 0952-33-6360
- 唐津年金事務所 …… ☎ 0955-72-5161
- 武雄年金事務所 …… ☎ 0954-23-0121

第2土曜日の休日相談については予約制です。

街角の年金相談センター鳥栖(オフィス)でも平日の相談を行っています。
受付時間は8:30～17:15です。相談は予約制です。
相談のご予約は専用ダイヤル0942-50-8151で受け付けております。こちらをご利用下さい。



「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が発行されます 一年末調整・確定申告まで大切に保管をー

国民年金保険料は、所得税及び住民税の申告において全額が社会保険料控除の対象となります。その年の1月1日から12月31日までに納付した保険料が対象です。

この社会保険料控除を受けるためには、支払ったことを証明する書類の添付が義務付けられています。

このため、平成30年1月1日から9月30日までの間に国民年金保険料を納付された方については、「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が本年11月上旬に日本年金機構本部から送付されますので、年末調整や確定申告の際には必ずこの証明書(または領収書)を添付してください。

また、10月1日から12月31日までの間に今年はじめて国民年金保険料を納付された方については、来年の2月上旬に送付されます。

なお、ご家族の国民年金保険料を納付された場合も、ご本人の社会保険料控除に加えることができますので、ご家族あてに送付された控除証明書を添付のうえ申告してください。

お問い合わせ先

- 佐賀年金事務所国民年金課 TEL 0952-31-4191
- 唐津年金事務所国民年金課 TEL 0955-72-5161
- 武雄年金事務所国民年金課 TEL 0954-23-0121



日本人男性のガンの1割は酒が原因との研究結果が。体内でお酒を分解すると発生する「アセトアルデヒド」が悪さをしているらしい。

日本酒なら1合、ビールなら大瓶1本程度が適量らしいが、それくらいで終わるのならば苦労はない。スーパーボランティアとして名を馳せている尾畠さんは、それまで浴びるほど飲んでた酒を、東日本大震災のボランティア活動で南三陸の光景を見て「酒なんか食らっている場合ではない」と、仮設住宅が全て取り除かれるまで断酒を誓い、継続中だとか。

とてもボランティア活動の真似はできないものの、せめて強靱な意志力を授かるために、爪の垢でも煎じて飲めば…。無理かな。(山)